

名古屋市アーチェリー協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市アーチェリー協会（以下「本会」という。）の倫理に関する基本となるべく事項を定めることにより、本会の健全な運営と会員の倫理の維持向上及び社会的な信頼を確保することを目的とする。

(禁則事項)

第2条 次に掲げる行為を禁止する。

- 1) 会員間で、又会員と他の者との間で立場や指導の名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
- 2) 競技会において、虚偽の得点申告や不正行為をすること。
- 3) ドーピング違反行為、又は、法令で禁止されてる薬物の使用や所持すること。
- 4) 本会の運営費・補助金・助成金等の経理処理に関し会計基準に基づかない不適な処理や他の目的の流用や不正行為を行うこと。
- 5) 暴力団など反社会的勢力と関係を有すること。
- 6) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(コンプライアンス窓口の設置)

第3条 この規程の実効性を確保するため、本会の理事会内にコンプライアンス窓口を設置する。

- 1) コンプライアンス窓口は、会員及び会員の関係者より禁則事項に関する相談を受け付ける。
- 2) 理事会にて相談内容について検討し、必要に応じて外部の有識者に助言を求める。
- 3) 相談内容については、プライバシーを配慮、秘密厳守。

(処分の決定)

第4条 事実関係に基づき、処分内容を決定します。

- 1) 戒告：口頭による注意
- 2) 譴責：文書による注意
- 3) 資格停止：一定期間の会員資格停止
- 4) 除名：会員資格を喪失

2022年4月17日 施行